

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業 客観的評価結果について

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業の優先交渉権者の決定について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり客観的な評価の結果を公表します。

令和元年 12 月 23 日

鴨川市長 亀田 郁夫

1. 優先交渉権者

株式会社サテライト鴨川グループ

構 成 員	(代表企業) 株式会社サテライト鴨川 (構成員) 新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部
協力企業	株式会社ケイティエス

2. 優先交渉権者の決定に係る経緯

令和元年 9 月 6 日に再々公告を行ったところ、令和元年 11 月 18 日に 1 グループから提案書の提出があった。令和元年 12 月 13 日に開催した鴨川市中継施設整備・運営事業事業者選定委員会において、鴨川市中継施設整備・運営事業優先交渉権者評価基準書に基づいて審査を実施し、株式会社サテライト鴨川グループを優先交渉権者として選定した。(令和元年 12 月 23 日公表の「鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業 審査講評」参照)

鴨川市は、選定委員会の審査結果を受け、令和元年 12 月 23 日に株式会社サテライト鴨川グループを優先交渉権者として決定した。

3. 鴨川市が自ら実施する場合と BTO 方式で実施する場合の財政負担見込額の比較

鴨川市が自ら実施する場合と優先交渉権者の提案に基づき BTO 方式として実施する場合の財政負担見込額を現在価値換算のうえ比較すると以下のとおりとなる。

項目	財政負担見込額	備考
①鴨川市が自ら実施する場合	約 46 億円	合併特例債充当分を歳入として考慮済み
②BTO 方式として実施する場合	約 43 億円	合併特例債充当分を歳入として考慮済み
③VFM (金額)	約 3 億円	①－②
④VFM (割合)	約 6.6%	③÷①